



# 佐賀県公報

平成15年  
12月1日  
(月曜日)  
第 12388号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定居宅介護機関の申請者の変更 (五九五・福祉課) 一
- 平成十五年度における保安林内の許可すべき皆伐面積の限度

(五九六・森林整備課) 一

### 公 告

- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 〃

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定居宅介護機関から次のとおり開設者の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

所 在 地

変 更 年 月 日

鳥栖市村田町六四一一番地二一

平成一五・一一・一

旧 新	新 有限会社プラス	名 称
プラス設計開発工業 有限公司		

●佐賀県告示第五百九十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

区域の名称 同上に含まれる森林 (皆伐面積の限度)  
(ヘクタール)

筑後川 川上川 鳥栖市、神埼郡（三瀬村を除く。）及び三養基郡の一円 三一九 六二一

佐賀北部 佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城郡小城町及び三日月町の一円 五四一 三六

佐賀南部 唐津市及び東松浦郡の一円 四〇一 八三

六角川 多久市、武雄市、小城郡牛津町及び杵島郡の一円 二六八 五一

有田川 伊万里市及び西松浦郡の一円 二四一 ○五

鹿島市及び藤津郡の一円 三五五 四五

### ○ 公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成15年12月1日

佐賀県知事 古川 康

- 1 調査を行った者の名称  
白石町
- 2 調査を行った時期  
平成13年6月1日から平成15年8月22日日まで
- 3 成果の名称  
白石町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
白石町大字湯崎及び大字堤の各一部
- 5 認証年月日  
平成15年12月1日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成15年12月22日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成15年12月1日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

平成15年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人肥前の国に大学を創ろう会  
(2) 代表者の氏名 川原 紀美雄  
(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市松原二丁目13番地12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く佐賀県内外及び世界からご意見を拝聴し、佐賀県民の了承を得て、佐賀県、アジア、世界のために人材育成のための佐賀県立大学及び専門大学院設立に向けて地域と協力し、また、設立まで地域及び県民等の困り事等の実践指導によるトライアル事業等をすることにより、地域の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、人間社会の中で生きる動物たち全てが安心して暮らせるよ

うによりよい動物福祉の推進に関する事業を行い、佐賀市及び地域住民に對して動物愛護の啓発、啓蒙活動などをを行い、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成15年12月24日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。